ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 1/2569
เรื่อง มาตรการรักษาและขยายฐานการผลิตเดิม

非公式訳
投資委員会布告
第 1/2569 号
件名：従来の生産拠点維持および拡大措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

既に投資を行っている大手事業者が継続してタイを生産拠点として選択するよう推進し、継続的に投資を拡大するよう促進するため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改定増補の第 16 条、第 31 条、第 31/1 条、および第 35 条の権限に 基づき、以下のように発布する。

第 1 項　全ての県を投資奨励対象地区とする。

第 2 項　奨励申請者は既に奨励を受けている者で、過去 15 年間（2026 年に提出される奨励申請書に関しては 2011 年～2025 年まで、2027 年に提出される奨励申請書に関しては 2012 年～2026 年まで）の同一法人による被奨励プロジェクトを 3 プロジェクト以上有し、かつプロジェクト認可段階での合計投資金額（土地代および運転資金を除く）が 100 億バーツ以上であること。

第 3 項 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 5 億バーツ以上の拡張プロジェクトの場合、通常の基準から追加恩典を以下のように付与する。ただし、事務局が指定した恩典付与対象外とする特定政策を有する業種は除く。

3.1 A1+グループ事業の場合、法人所得税免除期間を通常より 3 年追加する。ただし合計 13 年間までとする。

3.2 A1 および A2 グループ事業の場合、法人所得税免除期間満了後に投資による純利益を対象とし、さらに 5 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50%で減税 する。

3.3 A3、A4、および B グループ事業の場合、法人所得税免除期間を通常より 3 年追加する。ただし合計 8 年間までとする。

第 4 項　法人所得税の免除恩典を 8 年以上取得したプロジェクトの場合、第 35(1) 条に基づく法人所得税の減税恩典は付与しない。

第 5 項　本措置に基づく恩典を受けたプロジェクトは、経済活性化のための投資促進措置に基づく追加恩典の申請は出来ない。

第 6 項　本措置は仏暦 2569 年（2026 年）の最初の営業日より仏暦 2570 年（2027 年）の最終営業日まで申請書を提出するプロジェクトに適用する。

発布日：仏暦 2569 年（2026 年）1 月 15 日

エークニティ・ニティタンプラパート

（エークニティ・ニティタンプラパート）
副首相
投資委員会委員長